「おおず買物等割引チケット」Ｑ＆Ａ

Ｑ１　取扱店舗となれない「本店所在地が市外の大企業」とは。

Ａ１　市外に本社等があり、次の表の内容を満たす事業者は取扱店舗となることはできません。

「中小企業基本法」で定められている中小企業の条件から考えられる大企業の定義

業種	以下の両方を満たしている	
	資本金	従業員
製造業、建設業、運輸業、その他業種	３億円超	301 人以上
卸売業	１億円超	101 人以上
サービス業	5,000 万円超	101 人以上
小売業	5,000 万円超	51 人以上

Ｑ２　割引チケットのみでの支払いを求められた場合は、お釣りを出して良いのか。

Ａ２　あくまでも、商品やサービスに対する割引に使うためのチケットであり、お釣りは出さないでください。

例）　1,100 円の商品等の売買での利用

「○」　1,100 円の売買等では、1,000 円に対して 500 円の割引チケット１枚のみ利用可能であり、残りの 600 円は、現金等での支払いを求めてください。

「×」　1,100 円の売買等で、割引チケット２枚で支払い、残りの 100 円のみ現金等で支払うことは認められません。

「×」　1,100 円の売買等で、割引チケット３枚で支払い、お釣りを 400 円返金することは認められません。

Ｑ３　割引チケットの会計処理の方法は。

Ａ３　チケットは資産なので、資産勘定科目（未収金・商品券）が適当かと思います。事業所ごとに仕訳処理が違うので、売上が重複しなければ問題はないと思

います。売上日ごとに計上して、後日振込があった時に未収金を処理する方法が適当だと思います。

仕訳　例）　1,100 円の商品等の売買での利用
（未収金等科目使用の場合）
○　チケット利用時

借　方		貸　方	
現金	600 円	売上	1,100 円
未収金（商品券）	500 円		

○　チケット換金時

借　方		貸　方	
普通預金	500 円	未収金（商品券）	500 円